

普通河川	大 河 川	丹那新町73—5番地地先から山城町乙95—34番地地先まで
	柞 木 川	仁保三丁目783—2番地地先から仁保三丁目818—2番地地先まで
	堀 越 川	堀越三丁目658番地地先から堀越三丁目682—2番地地先まで

広島市告示（南区）第42号

平成16年10月1日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図書は、平成16年10月1日から同年10月15日まで、広島市南区役所建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	新旧別	路線名等	所在区間（起点及び終点）
普通河川	旧	楠 那 川	楠那町乙152—2番地地先から楠那町169—3番地地先まで
	新	楠 那 川	楠那町乙152—2番地地先から楠那町166—2番地地先まで
普通河川	旧	西日宇那川	黄金山町から日宇那町708—1番地地先まで
	新	西日宇那川	黄金山町から日宇那町706番地地先まで
普通河川	旧	大 町 川	黄金山町668番地地先から本浦町779番地地先まで
	新	大 町 川	黄金山町668番地地先から黄金山町668番地地先まで

広島市告示（南区）第43号

平成16年10月1日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図書は、平成16年10月1日から同年10月15日まで、広島市南区役所建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区 分	路線名等	所在区間（起点及び終点）
里 道	南4区401号里道	日宇那町707—4番地地先から日宇那町708—1番地地先まで
	南2区227号里道	堀越三丁目680番地地先から堀越三丁目680番地地先まで

広島市告示（南区）第44号

平成16年10月4日

道路の区域を次のように決定するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成16年10月4日から同月18日まで南区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の種類	路線名	決定区間	敷地の幅員	敷地の延長
市 道	南3区比治山東雲線	南区比治山本町1087番地6地先から南区段原新町字中比治299番地6地先まで	メートル 25.00 } 48.00	メートル 901.00
		南区段原新町字中比治375番地2地先から南区段原末広町字東地221番地4地先まで	メートル 12.00 } 18.00	メートル 445.00

広島市告示（南区）第45号

平成16年10月4日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成16年10月4日から同月18日まで南区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市 道	南3区比治山東雲線	南区比治山本町1087番地6地先から南区段原新町字中比治299番地6地先まで	平成16年10月4日
市 道	南3区新町上東雲線	南区段原新町字中比治375番地2地先から南区段原末広町字東地221番地4地先まで	平成16年10月4日

広島市告示（南区）第46号

平成16年10月18日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の一団地を認定しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 一団地の名称 マツダ
- 一団地の区域 広島市南区大州五丁目461番地の3外26筆
- 認定番号 第1号

4 認定年月日 平成16年10月18日

広島市告示(西区)第107号

平成16年10月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示(西区)第108号

平成16年10月8日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

1 指定番号 第5号

2 指定年月日 平成16年10月8日

3 道路の位置 広島市西区山手町79番1の一部、80番1の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
延長 17.46メートル

広島市告示(西区)第109号

平成16年10月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示(西区)第110号

平成16年10月18日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

1 指定番号 第6号

2 指定年月日 平成16年10月18日

3 道路の位置 広島市西区南観音二丁目1262番1の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.18メートル
延長 27.47メートル

広島市告示(西区)第111号

平成16年10月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示(西区)第112号

平成16年10月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示(西区)第113号

平成16年10月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示(安佐南区)第72号

平成16年10月1日

別紙のとおり、路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図書は、平成16年10月1日から同年10月15日まで、広島市安佐南区農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第73号

平成16年10月6日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋葉忠利

1 指定番号 第12号

2 指定年月日 平成16年10月6日

3 道路の位置 広島市安佐南区川内一丁目1048番1の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.20 m
延長 24.25 m

広島市告示（安佐南区）第 74 号

平成 16 年 10 月 19 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成 16 年 10 月 19 日から同年 11 月 2 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区分	新旧別	路線名等	所 在	区間（起点及び終点）
里道	旧	安佐南 3 区 543 号里道	祇 園 三丁目	674 番地先から 663—2 番地先まで
	新	安佐南 3 区 543 号里道	祇 園 三丁目	649—3 番地先から 663 —2 番地先まで

広島市告示（安佐南区）第 76 号

平成 16 年 10 月 21 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成 16 年 10 月 21 日から平成 16 年 11 月 4 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

区 分	路線名等	所 在（起点及び終点）
里 道	安佐南 3 区 335 号里道	祇園五丁目 864 番 1 地先から 864 番 1 地 先まで

広島市告示（安佐北区）第 78 号

平成 16 年 10 月 4 日

平成 7 年 3 月 17 日付け広島市告示第 102 号で路線の認定を告示した次の路線について、その起点の表示を変更し、次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の 種 類	路 線 名	起 点（旧）
		起 点（新）
市 道	安佐北 4 区 498 号線	安佐北区安佐町大字飯室字中竹坂 2218 番地先
		安佐北区安佐町大字飯室字中竹坂 2218 番 1 地先

広島市告示（安佐北区）第 79 号

平成 16 年 10 月 4 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図書は、平成 16 年 10 月 4 日から平成 16 年 10 月 18 日まで安佐北区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の 種 類	路 線 名	変 更 区 間	旧 別 新	敷地の 幅 員 （m）	延 長 （m）
市 道	安佐北 1 区 72 号線	安佐北区白木町大字井 原字北大寺 5452 番 2 地 先から	旧	4.20 ～ 13.00	183.00
		安佐北区白木町大字井 原字北大寺 5489 番 1 地 先まで	新	5.20 ～ 14.30	160.00
市 道	安佐北 3 区 80 号線	安佐北区可部東三丁目 186 番 4 地先から	旧	3.80 ～ 5.00	14.30
		安佐北区可部東三丁目 675 番 10 地先まで	新	3.80 ～ 5.00	14.30
市 道	安佐北 4 区 2 号線	安佐北区安佐町大字飯 室字上三竹坂 2145 番 1 地先から	旧	2.00 ～ 4.00	360.00
		安佐北区安佐町大字飯 室字中竹坂 2218 番 1 地 先まで	新	7.80 ～ 14.30	360.00

広島市告示（安佐北区）第 80 号

平成 16 年 10 月 4 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図書は、平成 16 年 10 月 4 日から平成 16 年 10 月 18 日まで安佐北区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始 の 期 日
市 道	安佐北 1 区 72 号線	安佐北区白木町大字井原字北 大寺 5452 番 2 地先から 安佐北区白木町大字井原字北 大寺 5458 番 1 地先まで	平成 16 年 10 月 4 日
市 道	安佐北 3 区 80 号線	安佐北区可部東三丁目 186 番 4 地先から 安佐北区可部東三丁目 675 番 10 地先まで	平成 16 年 10 月 4 日

市道	安佐北4区2号線	安佐北区安佐町大字飯室字上三竹坂2145番1地先から安佐北区安佐町大字飯室字中竹坂2218番1地先まで	平成16年10月4日
市道	安佐北4区498号線	安佐北区安佐町大字飯室字中竹坂2218番1地先から安佐北区可部町大字勝木字御堂郷91番2地先まで	平成16年10月4日

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第81号

平成16年10月5日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成16年10月5日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区亀山五丁目1928番4,  
1928番5,  
1933番1,  
1933番1地先  
里道,  
1933番10

- 4 幅員及び延長 幅員 6.20メートル  
延長 59.91メートル

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第82号

平成16年10月8日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 廃止番号 第6号
- 2 廃止年月日 平成16年10月8日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区可部南一丁目858-2の一部,
858-2地先水路
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 33.00メートル

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第83号

平成16年10月13日

次の不認定道路（里道）の公用を廃止します。

なお、関係図面は、平成16年10月13日から同年10月27日まで広島市安佐北区役所農林建設部管理課において一般の

縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 区分        | 所在地             | 起点      |
|-----------|-----------------|---------|
|           |                 | 終点      |
| 不認定道路（里道） | 安佐北区安佐町大字筒瀬字中志峠 | 1441番地先 |
|           | 安佐北区安佐町大字筒瀬字中志峠 | 1439番地先 |
| 不認定道路（里道） | 安佐北区安佐町大字筒瀬字中志峠 | 1441番地先 |
|           | 安佐北区安佐町大字筒瀬字中志峠 | 1441番地先 |

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第84号

平成16年10月29日

平成16年第2回久地財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 秋葉忠利

記

- 1 招集日時 平成16年11月9日 午後2時
- 2 招集場所 広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地
久地集会所

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第85号

平成16年10月29日

平成16年第2回小河内財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 秋葉忠利

記

- 1 招集日時 平成16年11月9日 午前10時
- 2 招集場所 広島市安佐北区安佐町大字小河内4614番地の1  
安佐小河内集会所

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第86号

平成16年10月29日

平成16年第2回高南財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 秋葉忠利

記

- 1 招集日時 平成16年11月5日 午後2時
- 2 招集場所 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
白木出張所

~~~~~

広島市告示（安芸区）第51号

平成16年10月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（安芸区）第 5 2 号

平成 1 6 年 1 0 月 1 3 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図書は、広島市安芸区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

| 名 称    | 所 在 地             | 供用開始<br>の 期 日   | 区 域        |
|--------|-------------------|-----------------|------------|
| 中野第六公園 | 広島市安芸区中野五丁目<br>地内 | 平成16年<br>10月13日 | 別図の<br>とおり |

別図 略

広島市告示（佐伯区）第 1 2 5 号

平成 1 6 年 1 0 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 1 2 6 号

平成 1 6 年 1 0 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 1 2 7 号

平成 1 6 年 1 0 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示しま

す。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 1 2 8 号

平成 1 6 年 1 0 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 1 2 9 号

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 指 定 番 号 第 9 号

2 指 定 年 月 日 平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日

3 道 路 の 位 置 広島市佐伯区五日市六丁目 4 1－1 0 ,  
4 1－1 1

4 幅員及び延長 幅員 4 . 2 0メートル

延長 2 0 . 8 8メートル

広島市告示（佐伯区）第 1 3 0 号

平成 1 6 年 1 0 月 2 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

区 告 示

広島市東区告示第 7 号

平成 1 6 年 1 0 月 5 日

住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年 9 月 1 1 日政令第 2 9 2 号）第 1 1 条の規定に基づき、次の者の住民票を職権により消除した。

ついては、平成 1 6 年 9 月 1 7 日から平成 1 6 年 9 月 2 4 日の間に交付した住民票の写し等の証明は無効とする。